

第 11 章 携帯品の一時預り

(一時預りの取扱駅・取扱範囲及び取扱時間)

第 317 条 旅客の携帯品は、別に定める駅において、一時預りの取扱いをする。ただし、次の各号の 1 に該当する物品については、一時預りの取扱いをしない。

- (1) 1 個の長さが 2 メートル（運動用具・つり道具及び天幕生活用品を除く。）を超えるもの
- (2) 1 個の最小の立方形の長さ、幅及び高さの和が 2 メートルを超えるもの
- (3) 1 個の重量が 30 キログラムを超えるもの
- (4) 他の物品を汚損するおそれがあるもの
- (5) 臭気を発するもの又は不潔なもの
- (6) 腐敗又は変質しやすいもの
- (7) 荷造が不完全なもの
- (8) 危険品（別表第 4 号に定めるもの）
- (9) 荷物規則別表第 1 項第 3 号アに定めるもの
- (10) 動物
- (11) 死体

2 自転車は、前項第 2 号に規定する容積制限にかかわらず、別に定める駅に限って、一時預りの取扱いをする。

3 一時預りの取扱時間は、当該駅に掲示する。

(種類及び性質の申出)

第 318 条 旅客は、携帯品預入れの際に、その種類及び性質を申し出るものとする。

2 容器・荷造等から携帯品の内容が判明せず、かつ、旅客の申出に疑があるときは、旅客においてその内容を明らかにした場合に限って、一時預りの取扱いをする。

(一口の範囲)

第 319 条 一時預り品は、1 個を一口とする。ただし、集団の旅客から同時に携帯品 2 個以上の一時預けの申出があつた場合で、預け日数その他の取扱条件を同じくするときは、これらを一人口として取り扱うことがある。

(一時預り料)

第 320 条 携帯品について一時預りの取扱いをする場合は、1 個 1 日 1 回について、430 円の一時預り料を収受する。ただし、預入れの日から 6 日以後の日については、その 2 倍とする。

2 前項の規定による料金は、携帯品預入れの際に、預入れ当日 1 日分の相当額を収受し、預け日数が 2 日以上のは、その残額を一時預り品引渡しの際に収受する。

(一時預り切符)

第 321 条 携帯品の一時預りを受け付けるときは、一時預り切符を交付する。

2 一時預り切符の様式は、次のとおりとする。

第 1 種 専用切符

内容省略

第 2 種 共用切符（この様式は、第 310 条第 2 項に規定する普通手回り品切符第 2 種共用切符の様式と同一とする。ただし、乙片に代えて甲片を旅客に交付する。）

(一時預り期間)

第 322 条 預け主は、預入れの日から 15 日以内に、一時預り品を引き取らなければならない。

2 前項に規定する期間内に一時預り品を引き取らない場合は、事故荷物として、預け駅又は当社が指定した駅において保管する。

(一時預り品の引渡し)

第 323 条 一時預り品は、一時預り切符と引換に引渡しをする。ただし、当社が正当権利者であると認めるときは、その受領印を受けて引渡しをする。

2 前項ただし書の規定によるほか、荷物規則第 19 条第 2 項の規定を準用する。

(準用規定)

第 324 条 荷物規則第 24 条の規定は、一時預り品について準用する。